

『令和7年9月24日開催』

環境経済文教常任委員会

委員長報告

【令和7年9月定例会】

委員長 関 裕 通

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、議案第161号「川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、廃棄物処理手数料等を増額する理由について、当該手数料におけるサービスを利用していない市民の間接的な負担額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、物価高騰などで経費が上がっても、公的責任において経費を公的資金で負担し市民の負担を増やすべきではなく、受益者負担の名のもとに値上げをすることには、反対するとの意見。

また、サービスを利用する市民と利用しない市民との公平性の確保に加え、受益者負担の適正化を図っており、実情に合わせた見直しとなっている。現行料金と比べて大幅に増額となることを考慮して、家庭系廃棄物の搬入手数料に関しては、激変緩和措置も設けることとしており、サービスに要する経費を的確に把握し、適正な見直しを行なっているものと考えられることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、歳出の部、第10款「教育費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「債務負担行為補正」のうち当委員会の所管事項について及び第3条第3表「地方債補正」を一括議題といたしましたところ、教育指導費にかかわり、部活動地域移行実証事業等委託料の内訳について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、部活動地域移行実証事業等委託料について、今回の実証事業は、県からの委託金だけでは費用を賄っておらず、今後、さらに事業を展開していくということを考えたときに、このような額では事業を行うことができな部分が生じてくると考える。今回実証事業に参加しない判断をした学校の保護者や生徒からは、様々な意見を聞いており、丁寧に進められているのか懸念を感じざるを得ないことから、現時点では、反対するとの意見。

また、今回の実証事業は、今後休日の部活動を地域クラブに展開するうえで、実効性を高める重要な事業であることに加え、近隣の学校の生徒が共に活動を行うことで、地域の深い結びつきを生むことにもつながると考える。今後、少子化による生徒数・教員数の減少により、これまでの部活動の枠組みでは、子どもたちが望む活動を継続していくことが困難となることを見込まれるなかで、活動の場を確保するためには、部活動の地域展開を速やかに進めていく必要があると考えることから、賛成するとの意見。

さらに、実証事業の実施にあたり、休日の部活動を実施しないことについて、実証事業に参加しない生徒の休日の活動の場がなくなってしまうこともあり、理解が十分に得られていないまま進んでいると考えることから、反対するとの

意見。

またさらに、部活動の地域展開は、教員の長時間労働の是正や部活動に対する生徒の多様なニーズに対応するため、部活動を学校から地域社会に展開をしていくということで進められており、県費を利用した実証事業を有効に活用していくべきであると考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第180号「調停の申立てについて」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第158号「川口市立学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第159号「川口市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、利用料を月額9,000円とする理由について、利用者アンケートの実施の有無について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、利用者の声を聞かずに、利用料の値上げを決めるのは問題である。公的責任で質の充実を確保することが必要であり、受益者負担の名のもとで市民の負担を増やすことは、公の責任を果たしているとは言えないと考えることから、反対するとの意見。

また、放課後児童クラブの利用料の改定について、物価や人件費が高騰するなかで、放課後の子どもの豊かな時間や安全安心な居場所を確保していくための施設の整備、支援員の増員など、放課後児童クラブの質の向上のためには必要な改定であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

最後に、議案第160号「川口市学校給食条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、学びの多様化学校において給食を実施しないこととする理由の詳細について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、給食は食育で教育の一環であり、義務教育課程において給食を実施することは、公的責任であると考えことから、反対するとの意見。

また、学びの多様化学校は不登校傾向にある生徒を対象としており、登校の状況が不安定になることも想定されるため、学校給食を実施しないこととすることは理解できることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

以上で報告を終わります。